

東日本大震災と東京電力福島第1原発の事故から3カ月たちました。しかし、被災地では、今なお10万人近い方々が不自由な避難生活を続けておられます。仮設の住まいや店舗で日々の暮らしを取り戻す努力は始まっていますが、本格的な復興には程遠い限りです。原発事故は収束のめどさえ立っていません。被災者のみなさんに希望を示せる政治の責任がいよいよ問われているのではないのでしょうか。

日本共産党は、被災を受けた方々から寄せられている切実な要求実現に力を尽くすとともに、復興への希望がもてる施策の実現と、原発からの撤退を求めています。また、日本共産党岡山県委員会では、岩手県宮古市に支援物資を送るとともに、救援ボランティアを順次派遣しています。今後とも出来る限りの支援を行っていく決意を申し上げておきます。

さて、倉敷市においては、いち早く被災地支援のため職員を派遣したことをはじめ、数多くの支援活動を行なっていることについては評価をするところです。

私自身も、5月14日、倉敷市の第2便のボランティアバスを利用して、息子とともに市民ボランティアとして参加しました。岩手県陸前高田市と大槌町で作業をさせてもらいました。

報道で見えてはいましたが、現地の様子は想像をはるかに超え、声を失いました。しかしながら、その悲惨な中でも、被災者の方は懸命に家屋の片づけをされていました。ボランティアに参加すると、まだまだ足りない、もっとやれるんじゃないか、もっとやらなくては、と心が動かされます。参加者はみんな、その気持ちだったと思います。

それは、その後の参加者の行動にも表れています。20代の若者から年金生活者まで14人の参加者のうち、9人が再び遠野に向かいました。20代の若者3人は、今なお、現地で奮闘しています。

若者たちは現地を見、作業を手伝い、被災者の皆さんと語り、触れ合う中で、何かこれまでの自分から一歩前に進めた、という思いを掴んでいるようです。「少しは成長できたのではと思う」と便りを寄せてくれました。素晴らしいことです。若者が社会に目を向ける、国の在り方、政治の在り方に関心を抱く、その契機にもなったのではと思っています。倉敷市の取り組み、若者たちをバスで送ってくれた伊東市長には、彼らに代わって感謝の言葉を送りたいと思います。

前置きが長くなりましたが、それでは通告に従って質問いたします。

**質問事項の1点目は、災害に強い安全な住まい、街づくりについてであります。**

東日本大震災を契機に、防災対策をはじめ、住まいの安全についても関心が高まっていることは、みなさん承知の通りです。これまでも度々求めてきましたが、宅地・建物の安全に着目して、「倉敷市住生活基本計画」「倉敷市耐震改修促進計画」を通していくつかの提案をしたいと思います。

「住生活基本計画」の中で、住宅・住環境に関する現状、及び市民アンケートによる意向から、倉敷市における住宅政策の展開について提案されています。住宅の防災性能の向

上のため住宅耐震の促進、住宅耐震支援策の活用促進、土砂災害対策の促進。また、長期に居住できる住宅の普及のための住宅リフォームの促進などがあげられています。

同様に「耐震改修促進計画」の中では、もちろん耐震改修の促進に限った計画でありますから、耐震診断及び耐震改修の促進、支援策の活用、また地震に伴うがけ崩れの被害防止などがうたわれています。

方向性は正しいとしても、それをどう進めていくかの政策的な誘導がなければ、それは「絵に描いた餅」に終わってしまいます。

そこで次の5つの点について、提案を行ないます。当局にぜひ取り組んでもらいたいと思います。

1点目は、宅地の安全対策についてお聞きします。建物の安全を考える場合、建物を支える地盤の安定性が確保されなければ、いかに建物が丈夫であろうとも全体として安全が確保されたとは言えません。それは、今回の東日本大震災からも見て取れます。千葉県浦安市では大規模な地盤の液状化により、建物そのものは壊れていなくても建物が傾き、生活することが困難になるなどの事態が起きています。宮城県仙台市では地滑りが多発し、建物が傾きました。

このように、宅地の安全性を確保することは大きな課題となっています。しかしながら、がけや擁壁を安全な構造にすること、また液状化対策をすすめることには多くの費用がかかることも事実です。平成18年9月議会で、がけ地防災工事の助成制度を実施している金沢市の取り組みを紹介いたしました。「助成制度やこれに伴う推進体制についても研究する」との答弁でありました。再度、金沢市の制度の説明はいたしません、その研究の成果をお見せください。倉敷市においても導入すべきではありませんか、答弁を求めます。

2点目は、建物の耐震改修をどうやって進めていくかということです。本市の住宅の耐震化率は、平成19年度末で72%と想定されています。平成18年から耐震改修補助制度が始まりましたが、現在までこの制度の利用により耐震化を図った住宅は予定も含めて40件です。平成20年住宅・土地統計調査によりますと、昭和56年の新しい耐震基準以前の住宅は56,550戸ということですから、耐震化は遅々として進んでいない、というのが実態ではないでしょうか。「耐震改修促進計画」では住宅の耐震化率を平成27年度までに少なくとも90%にすることを目標に掲げています。これは容易ならざることだと思います。耐震改修が進まない理由としては、やはり費用負担が大きいことが要因としてあげられています。そこで「促進計画」の中でも「所有者の費用負担を軽減するため、部分的・簡易的な耐震補強の方法も検討に加える」とあります。

平成21年9月議会で、部分的な改修に補助を実施している京都市や福岡市。簡易的な改修に補助をだしている東京都墨田区や愛知県安城市の事例を紹介しました。

1部屋や1階だけの部分的な補強、構造評点が1.0に達しなくても少しでも耐震性能が上がればよしとする簡易的な補強。これら部分的・簡易的な補強に対しても補助を行なうことはできませんか、改めてその実施を求めますがどうですか。

3点目は、地震時の安全対策についてであります。

「耐震改修促進計画」では「建築物の耐震化に加えて行なうべき事前の対策」で5点あげていますが、その中からお尋ねします。

まず、住宅内部での地震対策として、家具の転倒防止についての助成を求めたいと思います。

平成21年3月に気象庁が改定した「震度階級関連解説表」によりますと、「震度5強」で“テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある”と想定されています。震度4や5といった地震は、今や珍しくありません。室内での居住者の被害を防ぎ、安全な避難経路を確保するためにも、家具を固定することは重要だと言えます。

東京都府中市では、転倒防止器具6種類にそれぞれポイントを付けて、1世帯合計150ポイントまで支給するという方法で転倒防止器具の助成をしています。突っ張り棒2本1組60ポイント、L型固定具2個1組30ポイントという具合です。さらに、自分で取り付けることが困難な世帯には市が取り付けも行なっています。

助成の方法は様々考えられますが、倉敷市においても身近な地震対策として取り組まれてはどうか、答弁を求めます。

2点目は、天井など非構造部分の安全確認についてお聞きします。

今回の地震においても、つり天井が落下する事例が東北、関東地方の多くの施設で発生し、東京都の九段会館では2人が死亡するという痛ましい事故が起きました。

現在の建築基準法施行令には、「脱落しないようにしなければならない」と明記され、一定の技術的助言が示されてはいますが、強制力がともなうものではありません。

平成17年に国から「大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策について」との指令が出されていますが、本市の現状、そして対策はどうなっているのでしょうか、お尋ねします。

この項4点目は、地震防災マップの作成・公表についてであります。

東日本大震災を受けて、政府の中央防災会議において、今後の海溝型地震の発生確率や予想規模などの長期評価、それに伴う被害想定の見直しなどが行なわれることになるといわれています。今議会でも議論となっていますが、自治体における地域防災計画の見直しが迫られ、当然にさまざまなハザードマップの見直しも行なわれることとなります。そこで「揺れやすさマップ」いわゆる「地震ハザードマップ」の見直しにあたっては、最新のデータと知見を取り入れ、進めてもらいたいことを提案いたします。

今議会でわが党の田辺議員、田儀議員が、また北畠議員からも紹介がありましたが、岡山理科大学西村敬一教授の岩盤の深さと形状から、地震波線集中度の分布を明らかにした研究成果を、見直しに当たっての参考にすべきと考えます。現在の倉敷市の地震ハザードマップと西村先生が明らかにした地震波線集中度の分布とを重ね合わせてみますと、特に倉敷平野北部で違いが大きくでており、倉敷市が想定した震度予測より揺れが大きくなる可能性が推察されます。

見直しに当たっては、従来の概念にとらわれることなく、最新の知見を積極的に取り入れることを求めるものですが、当局の考えをお聞かせください。

この項の最後は、住宅リフォーム助成制度の創設を求めたいと思います。

何度もこの壇上から求めてまいりましたが、答弁は決まって「検討してまいりたい」で  
ありました。

「住生活基本計画」の中にも示されていますが、「長期に居住できる住宅の普及」のた  
めに住宅リフォームの促進が掲げられています。住宅リフォーム助成制度は、住宅の長寿  
命化と地域経済の振興を同時にすすめていくことができるという点で政策的にも非常に優  
れています。

6月6日付け全国商工新聞によりますと、この1年間で実施自治体は倍増し、4月1日  
現在、40都道府県330自治体にまで広がっています。

岡山県でも、井原市が工事費の10%上限20万円、総額2,000万円の予算を計上し、5  
月10日に事業をスタートさせました。井原市のわが党の議員さんにお聞きしますと、事  
業開始の5月10日、1日で61件、補助額962万円の申し込みがあり、現在補助額1,500  
万円を超えているとのこと。市民からも事業者からも大変喜ばれているそうです。

岡山市においても、この6月議会に事業費2,000万円を盛り込んだ補正予算が提案され  
ました。岡山市も実施に踏み切ったわけです。

経済情勢が厳しい今、市民と事業者の暮らしを応援する制度として、ぜひ取り組んでも  
らいたい、答弁を求めます。

倉敷市が自ら掲げた計画の実現のためには、先にも述べましたが政策的な誘導が必要で  
す。腰を上げるとき、引っ張り上げなくていい、少し手を差し伸べるだけで、立ちあがる  
手助けができるんです。それが今回の提案です。

#### **次の質問に移ります。介護保険、障がい者福祉についてお聞きします。**

まず、介護保険制度についてであります。

介護保険制度が始まって10年が経過し、その間保険料は上がり続け、次期改訂では平  
均して月額5,000円を超えと言われ、その負担は限界に達しています。また、特別養護  
老人ホームの待機者は、この倉敷市においても昨年10月現在で3,025人を数え、増加の  
一途です。介護地獄と言われる状態は深刻さを増しています。

今、求められるのは、介護保険に対する国庫負担を引き上げ、「保険あって介護なし」の  
現状を改善することです。

しかしながら、6月15日の参議院本会議で、民主、自民、公明、みんなの党などは、要  
介護度の低い人を介護サービスから追いやるなど、より一層の給付抑制を含む改訂介護保  
険法を成立させました。日本共産党は、改訂の危険性を3点指摘し反対いたしました。

一つは、「要支援」と認定された高齢者へのサービスを市町村の判断で安上がりなサービ  
スに置き換えることを可能にすること。

二つ目には、痰の吸引など医療専門職が行うべき医療的ケアを介護職員に押し付けるこ  
と。

三つ目には、介護療養病床廃止の方針を変えておらず、急性期を脱した患者の行き場を  
奪うことであります。

ここでは、要支援者への介護サービスの質の低下が危惧される「介護予防・日常生活支

援総合事業」について、市の認識を問いたいと思います。

この「介護予防・日常生活支援総合事業」を導入した市町村は、要支援者へのサービスを従来通りの保険給付とするか、市町村任せの「総合事業」とするかを決められるようになります。「総合事業」は、保険給付のサービスとは異なり、サービスの質を担保する法令上の基準がなく、生活援助やデイサービスをボランティアに任せるなどという安上がりなサービスに置き換えられることが法的に可能になります。市町村が給付抑制をしようと思えば、「総合事業」では肝心の基準がなくなるわけですから、そのローカルルールが法令によって認められることになるわけです。これは容認することはできません

私は、サービスの切り捨てにつながる「介護予防・日常生活支援総合事業」は導入すべきでないと考えますが、市の考えをお示してください。

次に、こうした要支援者への介護サービスの質の低下が起きないように市の対応を求めるものですがどうですか、答弁を求めます。

この項の2点目は、障がい者福祉についてであります。

福祉タクシーチケットの助成をはじめ、倉敷市の障がい者移動支援事業などにおける利用対象者の所得制限についてお尋ねします。

本則の障害者自立支援法では、障がい者の利用者負担を決定する際、所得を判断する世帯の範囲は、18歳以上の障がい者の場合、障がいのある方とその配偶者となっています。しかし、倉敷市の事業、福祉タクシーチケットなどの助成を受けようとするときには、所得を判断する世帯の範囲が拡大されます。障がい者本人は所得税非課税であっても、配偶者以外の家族が課税をされ所得税課税世帯となれば、助成が受けられなくなります。

市独自のサービスを実施することは、すばらしいことだと思うのですが、その際の所得の認定にあたって、逆に厳しい方向に向いてしまっただけ残念なことです。所得の認定にあたっては、本則の考え方に従うことが適当と考えます。見直しをすべきではありませんか、答弁を求めます。

**質問事項の最後は、埋立行為と環境保全についてであります。**

児島宇野津地区の建設残土処分場の土砂崩落問題を入口に質問いたします。

3月の半ばに、児島宇野津にお住まいの方から相談が寄せられました。

「猪熊谷の建設残土埋め立て地を、さらに広範囲に埋め立てる計画が持ち上がっている。崩落の危険もある上、これ以上の環境破壊をさせたくはない」とこうした訴えでありました。

宇野津地区は、倉敷百景にも選ばれた美しい棚田を有す、数少ない日本の原風景を残している地区であります。

「猪熊谷」は宇野津のため池「新池」の水源を担い、宇野津の棚田を育てています。この谷が建設残土で埋め立てられることは、宇野津地区の景観、農業を営む者に著しく影響を及ぼすものです。住民のみなさんが心配なされるのは当然のことです。

さらに心配を大きくするのは、現在の残土埋め立ては、平成19年4月9日に許可を受けて始まったものですが、その後、許可基準に適合しない無秩序な埋め立てが行なわれ、再三にわたっての是正指導にもかかわらず放置を続けるという、無責任極まる悪質なもの

であるからです。

宇野津自治会は、4月16日の自治会総会で、「将来水質が汚染され下流で農業を営む者の健康に著しく影響を及ぼすだけでなく、崩落の危険性のある埋め立て計画に反対し、今後も小さな里山と農村を守ることを決議しました。そして、倉敷市と岡山県に対して、現在流出している土砂、違法に積み上げられている土砂の撤去、新たな開発計画を認めないことなどを求め交渉を行う運びとなり、5月31日交渉となりました。

そうした中で、今回の土砂崩落・流出事故が起きたわけです。5月29日の台風2号に伴う豪雨の影響で、土砂埋め立ての法面が崩落し土砂が流出しました。

ここで写真を示します。お手元にもお配りしていますのでご覧ください。

流出した土砂は約500メートルを駆け下り、谷筋を埋め尽くし、県が設置の砂防ダムをも乗り越え、棚田水源の「新池」まで達するという重大な事態となりました。

宇野津自治会は、私も同席いたしました。5月31日に倉敷市、備中県民局に先の申し入れを行ないました。6月9日には、原副議長の計らいもあり、建設局、環境リサイクル局、文化産業局および児島支所の合同現地調査が実施されました。現状は先の写真が示した通りのひどい状態でありました。

そこで端的にお尋ねしますが、市は許可権者として、条例に照し合せ、現在の事態をどう認識しているのか。また、自然環境の保全という観点から、さらに農業への影響という点からみてどうなのか、見解をお示してください。

そして、原形復旧を含め、今後の対策はどうすすめていくのかお尋ねします。答弁を求めます。

この項2点目は、環境保全対策の強化についてであります。許認可行政の問題、環境アセスメントの問題等も含め、今後、議論していきたいと思っておりますので今回は答弁は求めません。

ひとつ言っておきたいことは、今回の事案に見られるように、「埋立行為等の規制に関する条例」についていえば、この条例の持つ本質的な弱点、それが違法な土砂埋め立てを許すことにつながっていると思います。それは埋立行為の目的は様々掲げられますが、現実には土砂を埋め立てる、その埋立行為そのものが目的になっているという点です。一般の開発行為は宅地の造成を目的に、まず開発目的が必要かどうかの議論から始まりますが、土砂の埋立はその議論そのものがない。

宇野津のみなさんは、流出している土砂、違法に積み上げられている土砂の撤去と安定的な収束、そして新たな開発計画を認めないことを強く求められています。いずれにしてもこれらの問題については、市が許可権者として責任ある姿勢で問題の解決にあたることを強く求めておきます。

以上、質問といたします。